

# 東京統一管理職ユニオン

機関誌 『ふくろう便』第26号(2015年10月5日)より

## 労働者をモノとする派遣法改悪。秋以降も戦い続けよう！

執行委員長 大野 隆

### ■労働者派遣法改悪の成立

派遣法改悪案は、私たちの廃案を求める闘いに加えて、余りにもずさんな法案構成の故もあって、参議院において廃案ギリギリの状況まで持ち込まれたが、結局は与党の数の力で押し蹴られる結果となり、戦争法案に先立って成立するところとなった。最後は、民主党一連合が派遣労働の当事者の意向をくみ取ることをせず、膨大な付帯決議を付けるという形をとりはしたものの、事実としては「妥協」したと言わざるを得まい。本当に困っている労働者を見失ったのではないかと、残念である。

今回の派遣法改悪の中心は、派遣期間の制限を見直して、「臨時的一時的業務に限る」とされてきた派遣労働を永続的にできるようにしようとする点だ。労働者側が求めてきた「常用代替防止」はほぼ完全に無視されることになる。派遣労働者は必ず何らかの形で3年間の期間制限を受けるが、派遣先から見ると、人を変えればいつまでも続けて派遣を使うことができることになる。結局労働者はその都度派遣先が変わることになるばかり。これが「生涯派遣」と言われる所以である。

この結果、間接雇用が例外ではなくなり、むしろ直接雇用を凌駕して広がるであろう。労働者をモノとして扱う時代が来る。私たちはそれに正面から対決し、間接雇用の廃絶を目指して闘わねばならない。それが重要な課題になったということは十二分に強調すべきである。

### ■あとには、労基法改悪と雇用の金銭解決制度の創設が続く

加えて、派遣労働者は何があっても「3年」の期間で契約を打ち切られる事になり、短期の有期雇用を中心にした非正規雇用が激増することになる。一方で労働契約法18条に基づく「無期転換申込み」を回避しようとして使用者側が雇い止め頻発することも予想される。雇用契約の期間をめぐる争いが増える中で、闘い方の工夫も求められる。

高度プロフェッショナル制度(ホワイトカラーエグゼンプション)の導入を軸にした労基法(労働時間法制)改悪案は、秋の臨時国会で議論されるようである。この法案では企画業務型裁量労働制が拡大されることになっており、それは相当多くの営業職に適用されることになる。長時間労働をさせられながら時間外賃金を払わない制度が大きく広がろうとしている。また、「不当解雇の金銭解決制度」は、文字通り不当な解雇でも金を払えばやり放題になるというものである。この秋も労働法制破壊を食い止めるべく、運動を広げなくてはならない。